

「疾病・介護予防事業サポート」「健康づくり事業サポート」
運用基準

浜松ウエルネス推進協議会

浜松ウエルネス推進協議会（以下「推進協議会」）に参画する団体や企業においては、それぞれ市民等に対する疾病・介護予防や健康づくり事業を推進しています。

推進協議会では、こうした事業がより多くの市民等に提供出来るよう、また、より充実・拡大した事業になるよう、情報発信や集客、連携団体（パートナー）の紹介等※、主催者（参画団体・参画企業）をサポートしていきます。

本運用基準は、推進協議会がこうした事業をサポートしていくための運用方法等を定めるものです。

※情報発信や集客、連携団体（パートナー）の紹介等

本基準における紹介等とは、相手方に対しての情報提供及び簡易な引き合わせの協力を意味し、商行為の仲立営業に規定されるような積極的に他人間での取引の媒介に関わること（いわゆる斡旋・仲介）は含みません。

1. サポートできない案件

- ・ 推進協議会の目的や事業と関わりが薄い事業については、営利、非営利を問わずサポートすることができません。また、関わりがある事業の場合でも製品等を販売するなどの直接的な営利事業については、サポートすることができません。なお、新規開発した製品等の情報発信や紹介、サンプル頒布等については、その製品等の性質や用途、健康被害が生じるおそれのないこと、頒布量、頒布方法等を考慮したうえで、サポートの対象とするかを個別に検討させていただきます。

2. 情報発信や集客、連携団体の紹介等…推進協議会支出なし

- ・ 主催者は、推進協議会に情報発信（メール配信、推進協議会 HP 掲載等）、集客、連携団体（パートナー）の紹介等のサポートを依頼する場合は、別紙 1 「事業計画書①」を推進協議会事務局に提出してください。
- ・ 推進協議会がサポートする事業について、主催者は、以下のとおり、開催案内等に推進協議会が関与していることを明記してください。

〔標記例〕 協力：浜松ウエルネス推進協議会

3.会場費のサポート…推進協議会支出あり

- ・推進協議会は、以下の基準を満たし、運営委員会が認めた事業について、予算の範囲内で会場費（全額または一部）をサポートします。
- ・主催者は、推進協議会に会場費のサポートを依頼する場合は、事業内容等が確定する前に、別紙2「事業計画書②」を推進協議会事務局に提出してください。
- ・推進協議会が会場費をサポートする事業について、主催者は、以下のとおり、開催案内等に推進協議会が関与していることを明記してください。

〔標記例〕 共催：浜松ウエルネス推進協議会

【サポート基準】

以下の基準を全て満たすことを基本とします。

1 事業計画書①②共通

- (1) 「予防・健幸都市」の実現に寄与する事業であること。
- (2) 推進協議会及び浜松ウエルネスプロジェクトの PR に大きく寄与する事業であること。
- (3) 健康被害が生じるおそれがない事業であること。
- (4) 製品等を販売するなど直接的な営利事業でないこと。

2 事業計画書②

- (5) 新規事業または事業拡大によるものであること。
- (6) 一定規模以上（概ね100名以上）の市民等を対象とした事業であること。
- (7) 令和3年3月までに完了する事業であること。

附則

この基準は、令和2年6月30日から施行する。